

### 第53課 債権 — 債権・債務の概念

すでに学んだように、物権が、人が物を直接支配する権利であるのに対し、「債権」は人に何かを求める権利である。したがって、物権という権利については、それに対応する義務を負っている特定の人が存在するとは限らないが、債権の場合には、必ずこれに対応する義務、すなわち「債務」を負っている特定の人が存在し、この人を「債務者」という。逆に、債務者に対して債権を持っている人を「債権者」という。このように、債権は財産権であるが、常に相手の何らかの行為を求める権利である点が債権の特徴である。

次に、物権は、それを持っている人が世の中の誰に対しても自分が権利者であることを主張できる絶対的かつ排他的な権利であるのに対し、債権は、債務者に対してだけ主張することのできる相対的・非排他的な権利である。例えば、所有権者は、世の中の誰に対しても、「私はこの物の所有者です」と主張できるし、この権利は、他人が同じ権利を持つことを許さない排他的なもの（一物一権主義）で、所有者は誰か邪魔をするものがあればそれを排除できる。それが故に、物権は、権利同士の衝突を避け、第三者が不測の損害を被らないようにするため、その内容が法律で決まった明確かつ限定的なものでなければならず（物権法定主義）、第三者からも見えるようになっていることが要求される（公示の原則—占有や登記）。

これに対し、債権は、相対的、非排他的な権利であるので、権利同士の衝突は観念的には起こらないことになっている。そのため、全く同じ内容の債権が同一の債務者を相手として成立することが可能である。したがって、物権のように、内容を法律で明確化したり限定したりする必要は必ずしもなく、債権者と債務者との間で自由に内容を決めてよい（私的自治の原則—契約自由の原則）し、必ずしも第三者から見えるようになっていなくてもよいのである。

債権は通常、当事者間の合意、すなわち売買などの契約により発生する（契約債権）ことが多いが、中には、当事者の意思を待たず、法律の規定によって、ある条件が揃うといわば自動的に発生する債権もある。例えば、不法行為（民法第709条）による損害賠償請求権などである。過失による自動車事故などが典型的な例である。この場合、加害者と被害者の間で、「あなたが事故によって被った損害を賠償しましょう」という合意があるわけではない。しかし、加害者が「故意又は過失によって」被害者の「権利を侵害し」、被害者に「損害が発生した」という事実、すなわち法律要件が揃うと、法律効果として、被害者側に「損害賠償請求権」という債権が発生し、加害者に「損害賠償義務」という債務が発生するのである。このような法律上当然に発生する債権を「法定債権」ということがある。

## 1 重要語句

### a 債権

- ① 債権には、様々なものがある。日常的に我々が会うもので、契約に基づくもので、名前が付いているものを少し挙げてみよう。名前の付いていない債権もたくさんあるので注意が必要である。

売買代金請求権 — 物を売った時の売主の買主に対する権利である。買い物に行けば常に発生し、現金売買であれば、その場で代金が支払われることによってすぐに消滅する。

賃料請求権 — 物を有料で貸す契約（賃貸借契約）をした貸主が借主に対して持つ債権である。君が貸アパートに住んでいれば、大家さんが君に対してこの権利を持っている。

給与債権 — 働けば、給料がもらえる。雇い主に「給料をくれ」という権利で、これも債権である。給与債権については、その弁済を確保するため、労働法などで特別の保護が与えられている。

- ② 繰り返しになるが、「〇〇請求権」と名前が付く権利には債権的なものと物権的なものがあるので注意が必要である。例えば、家屋の賃貸借契約が終了した際に家主が借借人に家屋を明け渡すように求めることのできる「明渡し請求権」は、家主が何を根拠に明け渡しを求めているかによって権利の種類が異なる。もし、家主が、所有者としての立場で明け渡しを求めているのであれば、それは債権ではなく「所有権に基づく返還請求権」という「物権的請求権」（第46課参照）である。これに対し、家主が、賃貸借契約上の貸主として、その契約が終了したことを根拠に明け渡しを求めているのであれば、それは民法第616条が準用する民法第597条第1項を根拠とする「賃貸借終了に基づく目的物返還請求権」という、契約から発生する債権である。

### b 法定債権

民法上規定されている主な法定債権としては、本文で説明した「不法行為（民法第709条）に基づく損害賠償請求権」のほか、事前に頼まれることなく、他人の事務を処理してあげた場合（これを「事務管理」（民法第697条以下）という）に発生する「管理者の費用償還請求権」（民法第702条）や、法律上の原因がないのに他人の財産や労力から利得を得た者に対して、その他人がその利得の返還を請求できる「不当利得返還請求権」（民法第703条）などがある。